



令和 8 年10月1日交付分から、 確認済証等の押印を廃止し、電子交付を行います!!

建築基準法施行規則の改正により、令和7年4月1日から確認済証の押印が廃止となりました。
当センターでは、令和 8 年10月1日交付分から、次のとおり押印廃止と併せて、電子交付を行います。

【1】開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日交付分より

【2】押印廃止及び電子交付に対応する業務

- (1)確認検査業務
- (2)建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- (3)住宅性能評価業務
- (4)長期使用構造等確認審査業務
- (5)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- (6)適合証明業務 ※適合証明書は、住宅金融支援機構の要件による

【3】押印廃止となるが、電子交付に非対応の業務

※準備できしだい開始となりますので、別途ご案内します。

- (1)構造計算適合性判定業務
- (2)建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務

【4】受取方法

◆電子申請の場合

- ・原則、電子交付
- ・「NICEWeb申請システム」にて交付（ダウンロード）
- ・電子交付希望の表示は、
【申請】ボタンの、受取方法を
【電子交付に✓】して、申請

【電子交付】

確認済証
理事長名

- ✓ 電子署名なし
- ✓ 編集制限設定済
- ✓ ダウンロードの
期限があります

◆紙申請の場合

- ・原則、書面交付

（ご案内）

令和 9 年 4 月 1 日より、
書面交付料金を別途加算予定
※2026年度交付分は、無料

【書面交付】

確認済証
理事長名

- ✓ 押印なし
- ✓ 偽造防止用紙



電子交付の対象（参考）

※消防、保健所からの申請者あて通知文等は、書面で発送します。
（所管部署と、見直し協議を今後予定）

◇確認検査業務

確認済証
中間検査合格証
仮使用認定
検査済証

施工上の注意

承諾書

完了引受通知

届出関係
（記載事項変更、取下げ、取りやめ）

証明書

再交付

◇省エネ適判業務

省エネ適判通知書
軽微変更該当証明書

引受書
請求書

取りやめ

再交付（記載事項変更含む）

◇適合証明業務（フラット）

設計検査通知書
中間現場検査通知書
竣工現場検査通知書（※電子署名付き）

承諾書

◆電子申請の対象拡充◆

令和8年10月1日受付分から、新たに電子申請の対象となる申請は、次のとおり

◇確認検査業務

- ・証明書
- ・再交付申請

◇適合証明業務

- ・中古（適合証明）
- ・リノベ（事前確認）
- ・リノベ（適合証明）
- ・リフォーム（工事計画確認）
- ・リフォーム（適合証明）
- ・賃貸住宅（設計）
- ・賃貸住宅（竣工現場検査）

◆紙申請をご利用の皆さまへ◆

令和9年4月1日交付分から、確認済証等の書面交付を行う場合は、別途手数料加算を行う予定です。

電子申請への切替えをご検討の場合は、システム操作のフォローアップ体制を整えておりますので、ぜひご活用ください。

「NICEWeb申請システム」の操作研修（無料）を希望する場合は、盛岡本部にご相談ください。

また、県南支所ご利用のお客さまは、直接県南支所にご相談ください。

◆相談フォーム◆

押印廃止や電子交付に関する相談に対応するため、以下を追加します。

『相談項目』に、
【電子交付関連】を追加

◆券売機をご利用の皆さまへ◆

原則、電子申請は電子交付となります。

このため、窓口での交付ではなく、「NICEWeb申請システム」からPDFの済証等をダウンロードする方法に変更となります。

これに伴い、窓口交付の機会がなくなりますので、現金払いから当センター指定口座へのお振込みに切替えのご検討をお願いします。



一般財団法人
岩手県建築住宅センター

電子交付に関する問い合わせ
（盛岡本部）
相談フォームからお願いします👉

